

宮城県物品調達等に係る 資格制限情報

令和8年7月1日現在

業者名	制限期間	資格制限事由	
富士通Japan(株)	令和8年6月29日 ～ 令和8年7月28日	別表2 資格制限要件14(1) (不正又は不誠実な行為)	当該業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日までの間に、不正に社内情報を複製して持ち出したとして、令和8年5月12日に不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日にさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。
安藤建設工業(株)	令和8年6月29日 ～ 令和9年12月28日	別表2 資格制限要件2(1) (贈賄)	当該業者の元代表取締役(事件当時)は、令和5年10月中旬から令和8年3月下旬までの間に、富谷市の市街地域活性化事業に関し、便宜を図ってもらう見返りとして同市職員に複数回の飲食接待などを行ったとして、贈賄の疑いにより令和8年6月10日に宮城県警に逮捕されたもの。
日本郵便(株)	令和8年6月29日 ～ 令和8年7月28日	別表2 資格制限要件14(1) (不正又は不誠実な行為)	当該業者の元社員は、令和7年2月に東京支社が実施した郵便物取集委託契約の入札に関し、特定の業者が受注できるよう便宜を図る見返りに令和6年10月及び令和7年5月に宿泊代金等を受け取ったとして、令和8年5月20日に日本郵便株式会社法違反(加重収賄)の疑いにより警視庁に逮捕されたもの。また、別の業者からも同様に便宜を図る見返りに令和7年4月に金品を受け取ったとして、令和8年6月10日に日本郵便株式会社法違反(収賄)の疑いで警視庁に再逮捕されたもの。
フジサイ工建(株)	令和8年6月8日 ～ 令和9年6月7日	別表1 資格制限要件1ー5(1) (契約違反等)	当該業者は、本県(大河原地方振興事務所)発注の「諏訪部保安林総合改良業務委託(その2)」及び「松保安林総合改良業務委託(その2)」において、令和8年4月3日付けで契約解除申立書を提出し、同月10日に契約解除されたもの。
(株)東日本宇佐美 エネクスフリート(株) (株)キタセキ	令和8年5月25日 ～ 令和9年9月24日	別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為)	当該業者らは、東京都における運送業者等に軽油を販売する業務に関し、他の事業者らと共謀し、販売価格の引き上げる旨を合意するなどして、本件対象商品の販売に関し、相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、本件対象商品の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和8年4月17日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する犯罪があったとして刑事告発され、同日付けで東京地方検察庁から起訴されたもの。
スバル興業(株) 日本ハイウェイ・サービス(株)	令和8年5月25日 ～ 令和8年11月24日	別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為)	当該業者らは、遅くとも平成29年5月から首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に関する入札等において、受注機会の確保を図るため、当該業者らを含む5者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和8年4月22日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。
(株)クリーン工房	令和8年5月25日 ～ 令和8年7月24日	別表2 資格制限要件15 (不正又は不誠実な行為)	当該業者の代表取締役(事件当時)は、令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者を当選させる目的で自社の従業員に現金を渡したとして、令和8年3月9日に公職選挙法違反の疑いで逮捕され、令和8年3月27日付けでさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。
(株)ジェイアール東日本企画	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	別表2 資格制限要件14(3) (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、本県(富県宮城推進室・商工金融課・中小企業支援室)が令和3年度から令和5年度に交付したコロナ臨時交付金を財源とする7事業14件の補助金に関して、本県以外の事業にも従事した時間や実際は事業に従事していない社員の従事時間を補助対象経費である人件費に計上することにより、過大に補助金を請求し交付を受けたもの。
(株)東日本宇佐美	令和7年12月3日 ～ 令和8年8月2日	別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為)	当該業者は、長野県石油商業組合北信支部が支部員の販売する特定揮発油の販売価格等を決定し、支部員に販売価格の改定を実施させることで、当該販売分野における競争を実質的に制限していたことについて、同支部が令和7年11月26日付で公正取引委員会から独占禁止法第8条に違反する事業者として認定されたことに伴い、当該違反行為を実行していた支部員として課徴金納付命令を受けたもの。